

令和6年5月17日

保護者様

船橋市立海神南小学校
校長 寺田 武央

船橋市立学校における熱中症警戒アラートの運用について

日ごろから本市の教育活動にご理解、ご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、熱中症警戒アラートにつきましては、令和3年度より全国的に本格実施されております。船橋市から市民に向けた「熱中症警戒アラート発表」の周知については、千葉県内の観測地点のいずれかで暑さ指数が33℃以上を観測した場合に周知されます。このことは、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報提供であり、広く市民に対し周知しております。

船橋市立学校においては、下表のとおり対応していきます。船橋市の観測地点の暑さ指数、各学校で測定した実測値を基に、児童の体調管理に十分配慮して、教育活動を実施していきます。

学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応一覧

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防 運動指針	学校での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上 いのちを守る行動を取る		活動中止（実測値にかかわらず中止する）	
34℃・33℃	運動中止	活動中止	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止 ※特別の場合以外は 中止する。	活動は原則中止 ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	活動中に31℃以上を超えた場合、 上記の ※特別の場合の条件 を確認し、 活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★

空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数（実測値）を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。